

議案第30号

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年2月21日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年つくば市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し及び同条第1項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第1に次のように加える。

春日第一地区地区整備計画区域	平成29年つくば市告示第1178号に定める研究学園都市計画春日第一地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	--

別表第3中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第4に次のように加える。

春日第一地区地区整備	春日第一地区	180平方メートル
------------	--------	-----------

計画区域		
------	--	--

別表第5に次のように加える。

<p>春日第一地区地区整備計画区域</p>	<p>春日第一地区</p>	<p>(1) 建築物の外壁等の面から前面道路の境界線までの距離は、地盤面からの建築物の高さが8メートル以下の部分については1メートル、8メートルを超える部分については2メートル</p> <p>(2) 建築物の外壁等の面から隣地境界線までの距離は、地盤面からの建築物の高さが8メートル以下の部分については1メートル、8メートルを超える部分については2メートル</p> <p>(3) 建築物の外壁等の面から前面道路のすみ切り部分の</p>	<p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下の建築物又は建築物の部分</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供する建築物又は建築物の部分であつて、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの</p>
-----------------------	---------------	---	---

		境界線までの距離 は、0.5メートル (4) 建築物の外壁等 の面から境界線B までの距離は、0.5 メートル	
--	--	--	--

別表第6に次のように加える。

春日第一地 区地区整備 計画区域	春日第一地区	18メートル	
------------------------	--------	--------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年つくば市条例第13号）新旧対照表

改正後	改正前										
<p>第1条—第4条（略） （<u>建蔽率</u>の最高限度）</p> <p>第5条 別表第3ア欄の地区整備計画区域（当該地区整備計画区域に係る地区整備計画において、当該地区整備計画区域を2以上の地区に区分している場合にあつては、それぞれ同表イ欄の地区）内においては、建築物の<u>建蔽率</u>は、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値以下でなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第6条—第15条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表第1（第3条関係） 適用区域</p> <table border="1" data-bbox="94 850 1072 1294"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松代第一地区地区整備計画区域</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>春日第一地区地区整備計画区域</td> <td>平成29年つくば市告示第1178号に定める研究学園都市計画春日第一地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2・別表第2の2 別表第3（第5条関係） <u>建蔽率</u>の最高限度</p>	名称	区域	松代第一地区地区整備計画区域	（略）	春日第一地区地区整備計画区域	平成29年つくば市告示第1178号に定める研究学園都市計画春日第一地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	<p>第1条—第4条（略） （<u>建ぺい率</u>の最高限度）</p> <p>第5条 別表第3ア欄の地区整備計画区域（当該地区整備計画区域に係る地区整備計画において、当該地区整備計画区域を2以上の地区に区分している場合にあつては、それぞれ同表イ欄の地区）内においては、建築物の<u>建ぺい率</u>は、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値以下でなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第6条—第15条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表第1（第3条関係） 適用区域</p> <table border="1" data-bbox="1140 850 2119 1294"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松代第一地区地区整備計画区域</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2・別表第2の2 別表第3（第5条関係） <u>建ぺい率</u>の最高限度</p>	名称	区域	松代第一地区地区整備計画区域	（略）
名称	区域										
松代第一地区地区整備計画区域	（略）										
春日第一地区地区整備計画区域	平成29年つくば市告示第1178号に定める研究学園都市計画春日第一地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域										
名称	区域										
松代第一地区地区整備計画区域	（略）										

ア	イ	ウ
(略)	(略)	建築物の <u>建蔽率</u> の最高限度
<hr/>		

別表第4（第6条関係）
敷地面積の最低限度

ア	イ	ウ
<hr/>		
松代第一地区地区整備計画区域	(略)	(略)
<u>春日第一地区地区整備計画区域</u>	<u>春日第一地区</u>	<u>180平方メートル</u>

別表第5（第7条関係）
壁面の位置の制限

ア	イ	ウ	エ
<hr/>			
松代第一地区地区整備計画区域	(略)	(略)	(略)

ア	イ	ウ
(略)	(略)	建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度
<hr/>		

別表第4（第6条関係）
敷地面積の最低限度

ア	イ	ウ
<hr/>		
松代第一地区地区整備計画区域	(略)	(略)

別表第5（第7条関係）
壁面の位置の制限

ア	イ	ウ	エ
<hr/>			
松代第一地区地区整備計画区域	(略)	(略)	(略)

春日第一地区 地区整備 計画区域	春日第一地区	<p>(1) <u>建築物の外壁等の面から前面道路の境界線までの距離は、地盤面からの建築物の高さが8メートル以下の部分については1メートル、8メートルを超える部分については2メートル</u></p> <p>(2) <u>建築物の外壁等の面から隣地境界線までの距離は、地盤面からの建築物の高さが8メートル以下の部分については1メートル、8メートルを超える部分については2メートル</u></p> <p>(3) <u>建築物の外壁等の面から前面道路のすみ切り部分の境界線までの距離は、0.5メートル</u></p> <p>(4) <u>建築物の外壁等の面から境界線Bまでの距離は、0.5メートル</u></p>	<p>(1) <u>外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下の建築物又は建築物の部分</u></p> <p>(2) <u>物置その他これに類する用途に供する建築物又は建築物の部分であつて、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの</u></p>
------------------------	--------	---	---

別表第6（第8条関係）

--	--	--	--

別表第6（第8条関係）

高さの最高限度

ア	イ	ウ	エ
吾妻第二地区地区整備計画区域	(略)	(略)	(略)
春日第一地区地区整備計画区域	春日第一地区	18メートル	

高さの最高限度

ア	イ	ウ	エ
吾妻第二地区地区整備計画区域	(略)	(略)	(略)